

## 函館市肥料価格高騰対策支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、函館市肥料価格高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 肥料価格高騰による農業経営への影響を軽減するため、化学肥料を購入する農業者に対し、当該肥料の購入に要する経費の一部について、補助金を交付することにより、農業者の肥料購入費の負担軽減を図り、農業経営を支援することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、「化学肥料」とは、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件（昭和61年農林水産省告示第284号）に規定する窒素質肥料，りん酸質肥料，加里質肥料，副産肥料等，複合肥料およびこれらの肥料を原料として配合される肥料をいう。

2 「対象期間中」とは、令和5年6月1日から同年12月31日までをいう。

### (交付対象者)

第4条 この要綱により、補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内で農業を営む個人または法人，農業者が出資主体のコントラクター組織・作業受託会社等のいずれかに該当する者

(3) 対象期間中に化学肥料を合計1トン以上発注し，令和6年5月31日までに納品を受けることが確実な者

2 前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者は，交付の対象とならない。

(1) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人

- (2) 法人税法別表第二に規定する公益法人等（ただし宗教法人を除く。）
- (3) 前号に掲げる者以外の経済・文化団体
- (4) 政治団体，宗教団体
- (5) 農業協同組合
- (6) 函館市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第15号）第2条第1号に規定する暴力団もしくは同条例第6条に規定する暴力団関係事業者に該当する者または代表者，役員，使用人，その他の従業員もしくは構成員等が同条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者
- (7) 前各号に掲げる者のほか，市長が補助金の目的に照らし，適当でないと認める者  
（補助金の額）

第5条 補助金の交付額は，対象期間中に発注され令和6年5月31日までに納品されることが確実な化学肥料1トン当たり3,125円とする。なお，合計数量のトン未満の端数は切り捨てとする。

- 2 申請額が予算額を超える場合には，補助金の単価を減額し，予算額の範囲内で交付する。

（交付申請）

第6条 交付対象者のうち，補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，函館市肥料価格高騰対策支援補助金交付申請書兼誓約書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

なお，農業協同組合が個人の申請書を取りまとめて申請（以下「取りまとめ申請」という。）することができるものとし，この場合は，取りまとめ用申請書（別記第2号様式）に必要事項を記入のうえ，個人の申請書とあわせて提出するものとし，第3号の書類を省略することができる。

- (1) 次に掲げる情報が記載された購入肥料の納品書もしくは請求書の写しまたはこれらに代わる販売店の証明  
ア 納品書等の発注年月日（証明年月日）

- イ 購入者（申請者名）
- ウ 発行事業者名（JA、肥料販売業者名）
- エ 購入肥料名，荷姿単位（kg），数量（袋数等）
- オ 発注年月日
- カ 納品年月日

(2) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し（口座名義人，口座番号，口座種別，金融機関名および支店名がわかるページの写し）。

なお，取りまとめ申請において，申請者本人名義の振込先口座について，取りまとめ農業協同組合の口座を指定する場合においては，函館市肥料価格高騰対策支援補助金振込口座の内容証明書（別記第3号様式）の提出に代えることができる。

(3) 本人確認書類等

ア 個人の申請者にあつては，次に掲げる全ての書類

(ア) 運転免許証や健康保険証の写し等，住所および氏名が確認できる書類

(イ) 直近の確定申告書の写し等，農業を営んでいることが確認できる書類

イ 法人の申請者にあつては，次に掲げる全ての書類

(ア) 現在（履歴）事項全部証明書の写し

(イ) 直近の確定申告書の写し等，農業を営んでいることが確認できる書類

ウ 団体（農業者が出資主体のコントラクター組織・作業受託会社等）の申請者にあつては，次に掲げるいずれかの書類の写しによって，団体名，代表者名，住所および農業者が出資主体の団体であることが確認できる書類

(ア) 現在（履歴）事項全部証明書

(イ) 規約もしくは組織規程および構成員名簿

(4) 前3号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

2 補助金に係る申請受付期間は，令和6年1月4日から同年2月29日までとする。ただし，市長が特に認めるときはこの限りでない。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査により、補助金の交付の適否を決定し、補助金を交付することと決定したときは、函館市肥料価格高騰対策支援補助金交付決定および額の確定通知書（別記第4号様式）により、補助金を交付しないことと決定したときは、函館市肥料価格高騰対策支援補助金否交付決定通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、決定後速やかに行うものとする。

(交付の取消しおよび返還)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたことまたはこの要綱の規定に違反したことが判明した場合には、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部または一部を取り消したときは、当該対象者に対して、函館市肥料価格高騰対策支援補助金交付決定取消通知書（別記第6号様式）により通知するとともに補助金の全部または一部の返還を命じるものとする。

第9条 市長は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第10条 補助金の交付を受ける権利は、譲渡し、または担保に供してはならない。

附 則

この要綱は、令和5年12月26日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）

函館市肥料価格高騰対策支援補助金交付申請書兼誓約書

函館市長 大 泉 潤 様

函館市肥料価格高騰対策支援補助金の交付の要件を満たすため、関係書類を添えて申請します。

令和 年 月 日

|        |   |        |  |                |  |
|--------|---|--------|--|----------------|--|
| 申請者の情報 | 住所                                      | 〒      |  |                |  |
|        | 氏名 または<br>団体名および<br>代表者職・氏名             |        |  |                |  |
|        | 連絡先<br>※日中に連絡の取れる<br>電話番号を<br>記入してください。 | 電話番号   |  | 担当者<br>(所属・氏名) |  |
|        |   | 携帯電話番号 |  | E-mail         |  |

【口座振替の申し出】

函館市から支払われる本補助金は、下記により口座振替払いとしていただきたく申し出ます。

|       |        |                                 |    |      |              |  |  |  |  |
|-------|--------|---------------------------------|----|------|--------------|--|--|--|--|
| 振込先口座 | 金融機関   | 銀行<br>金庫<br>信用組合<br>協同組合<br>信漁連 | 店名 | 預金種目 | 口座番号（右詰めで記入） |  |  |  |  |
|       |        |                                 |    | 普通   |              |  |  |  |  |
|       |        |                                 |    | 当座   |              |  |  |  |  |
|       | (フリガナ) |                                 |    |      |              |  |  |  |  |
|       | 口座名義人  |                                 |    |      |              |  |  |  |  |

※ゆうちょ銀行の場合は「記号番号」を記入せず、「店名」「口座番号」をそれぞれの欄に記入してください。

※申請者名義の口座を指定してください。（法人の場合は、当該法人の名義のもの。）

※振込先を確認できる口座通帳の写しを添付してください。

※農業協同組合が申請書を取りまとめて提出する場合は、「函館市肥料価格高騰対策支援補助金振込口座の内容証明書（別記第3号様式）」を提出することにより、上記【口座振替の申し出】の記入を省略することができる。

宣誓・同意事項

1. 函館市肥料価格高騰対策支援補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に定める交付対象者の要件を満たしています。
2. 申請書類の内容は全て事実です。
3. 申請書類の内容に虚偽やその他不正等が判明した場合には、市が本補助金の申請または交付の決定を取り消し、本補助金の交付後であっても、市の指定する方法および期日までに本補助金の全部を市に返還することに同意します。
4. 申請書と納品のあった化学肥料の合計数量に相違がある等、函館市から交付された補助金に余剰を生じた場合は、その旨を申し出ます。この場合、当該余剰となった補助金を返還することに同意します。
5. 市から確認・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
6. 本補助金の適正な交付等のため、公的機関（国・北海道・警察等）に対し情報提供を求めることに同意します。
7. 申請書類に記載された情報は、公的機関（税務当局・自治体等）の求めに応じて提供することに同意します。
8. 交付要綱に定める暴力団等に該当しません。

上記の宣誓・同意事項について宣誓・同意します。

↑問題なければ□にチェックを記入してください。

裏面にも記載欄がございます。ご確認ください。

対象肥料情報について

※交付対象となる肥料のみ記入してください。

| 名称                  | 購入先 | 購入量（重量） |  |  |  |  |  |  |  |   |   |    |    |
|---------------------|-----|---------|--|--|--|--|--|--|--|---|---|----|----|
|                     |     |         |  |  |  |  |  |  |  |   |   | キロ |    |
| 1                   |     |         |  |  |  |  |  |  |  |   |   | キロ |    |
| 2                   |     |         |  |  |  |  |  |  |  |   |   | キロ |    |
| 3                   |     |         |  |  |  |  |  |  |  |   |   | キロ |    |
| 4                   |     |         |  |  |  |  |  |  |  |   |   | キロ |    |
| 5                   |     |         |  |  |  |  |  |  |  |   |   | キロ |    |
| 6                   |     |         |  |  |  |  |  |  |  |   |   | キロ |    |
| 7                   |     |         |  |  |  |  |  |  |  |   |   | キロ |    |
| 8                   |     |         |  |  |  |  |  |  |  |   |   | キロ |    |
| 9                   |     |         |  |  |  |  |  |  |  |   |   | キロ |    |
| 10                  |     |         |  |  |  |  |  |  |  |   |   | キロ |    |
| 11                  |     |         |  |  |  |  |  |  |  |   |   | キロ |    |
| 12                  |     |         |  |  |  |  |  |  |  |   |   | キロ |    |
| 13                  |     |         |  |  |  |  |  |  |  |   |   | キロ |    |
| 14                  |     |         |  |  |  |  |  |  |  |   |   | キロ |    |
| 15                  |     |         |  |  |  |  |  |  |  |   |   | キロ |    |
| 16                  |     |         |  |  |  |  |  |  |  |   |   | キロ |    |
| 17                  |     |         |  |  |  |  |  |  |  |   |   | キロ |    |
| 購入量合計<br>(トン未満切り捨て) |     |         |  |  |  |  |  |  |  | 0 | 0 | 0  | キロ |

|                       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |   |
|-----------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|
| 申請額<br>(1トン当たり3,125円) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 円 |
|-----------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|

添付書類

1. 購入した肥料の納品書・請求書のいずれかの写しまたはこれらに代わる販売店の証明
2. 申請書本人名義の振込先口座の通帳の写し（農業協同組合が取りまとめ申請する場合において、「函館市肥料価格高騰対策支援補助金振込口座の内容証明書（別記第3号様式）」を提出することにより、省略可）
3. 本人確認書類等（農業協同組合が取りまとめ申請する場合は、省略可）
  - ① 個人申請
    - ・運転免許証や健康保険証の写し等、住所および氏名が確認できる書類
    - ・直近の確定申告書の写し等、農業を営んでいることが確認できる書類
  - ② 法人申請
    - ・現在（履歴）事項全部証明書の写し
    - ・直近の確定申告書の写し等、農業を営んでいることが確認できる書類
  - ③ 団体（コントラクター組織等）申請
    - ・現在（履歴）事項全部証明書、規約もしくは組織規程および構成員名簿のいずれかにて、団体名、代表者名、住所および農業者が出資主体の団体であることが確認できる書類

別記第2号様式（第6条関係）

## 取りまとめ用申請書

令和 年 月 日

函館市長 大 泉 潤 様

函館市肥料価格高騰対策支援補助金について、次のとおり各申請者の申請書類を取りまとめましたので、関係書類を添えて提出します。

### 記

#### 1 取りまとめ農業協同組合の名称等

|           |             |  |
|-----------|-------------|--|
| 名 称       |             |  |
| 代表者の職・氏名  |             |  |
| 住 所       | 〒           |  |
| 事業担当者の連絡先 | 所属・職<br>氏 名 |  |
|           | 電話番号        |  |
|           | E-mail      |  |

#### 2 取りまとめ件数

|   |
|---|
| 件 |
|---|





函館市肥料価格高騰対策支援補助金交付決定および額の確定通知書

|          |
|----------|
| 住所       |
| 申請者      |
| 氏名または団体名 |
| および代表者氏名 |
| 様        |

先に申請のありました上記の補助金について、内容を審査した結果、次のとおり交付を決定し、その額を確定したので、通知します。

交付する補助金の額 \_\_\_\_\_ 円

備考

- ・虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたことまたは函館市肥料価格高騰対策支援補助金交付要綱の規定に違反したことが判明した場合には、この決定の全部または一部を取り消し、すでに交付した補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。
- ・補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければなりません。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

函 館 市 長 印

函館市肥料価格高騰対策支援補助金否交付決定通知書

|          |   |
|----------|---|
| 住所       |   |
| 申請者      |   |
| 氏名または団体名 |   |
| および代表者氏名 | 様 |

先に申請のありました上記の補助金について、次の理由により交付しないことと決定しましたので通知します。

1. 否交付の理由

令和 年 月 日

函 館 市 長 印

函館市肥料価格高騰対策支援補助金交付決定取消通知書

|          |
|----------|
| 住所       |
| 申請者      |
| 氏名または団体名 |
| および代表者氏名 |
| 様        |

令和 年 月 日付けで交付の決定をした上記の補助金について、下記のとおり交付の決定を取り消したので、返還されるよう通知します。返還につきましては、函館市発行の払込書（同封）により、下記返還期日までに納入してください。

|        |  |
|--------|--|
| 取消しの理由 |  |
| 交付済額   |  |
| 返還金額   |  |
| 返還期日   |  |

令和 年 月 日

函 館 市 長 印